

令和 8 年度門真市住民活動災害補償制度保険契約 仕様書

保険料については、令和 8 年 4 月 1 日現在の人口を算出基礎として算出し、確定精算は行わない。

◎ 人 口 114,818 人（令和 8 年 3 月 1 日現在）※参考
令和 8 年 4 月 1 日現在の人口は現在集計中

◎ 登録団体数 自治会・防犯支部関係 103
市民活動登録団体 153
計 256 （令和 7 年度登録）

◎ 事故発生状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年度	保険料	傷害 件数	保険金額	賠償 件数	保険金額	合計額
令和 2 年度	1,079,280	2	10,000	0	0	10,000
令和 3 年度	895,800	6	595,000	0	0	595,000
令和 4 年度	625,950	7	380,000	0	0	380,000
令和 5 年度	430,880	6	149,000	0	0	149,000
令和 6 年度	600,000	3	303,000	0	0	303,000
令和 7 年度	580,000	6	450,000	0	0	450,000

※なお、令和 7 年度については、令和 8 年 4 月 1 日現在の件数及び保険金額です。

治療中 1 件

◎ 支払条件 前金払

1. 住民団体等から門真市役所 市民文化部 地域政策課に補償内容等の問い合わせがあった場合や、保険会社から保険請求者に問い合わせがある場合は、直接やりとりすること。
2. 市が指定する書類以外で、保険会社独自で請求したい書類がある場合には、保険請求者に直接連絡すること。
また、追加で請求した書類について速やかに本市に報告を行うこと。
3. 業務上知り得た個人情報については、個人情報等取扱特記事項に従い遵守すること。
4. 書類提出にかかる郵送料は保険会社の負担とする。
5. 保険料の支払い手続き完了後は速やかに本市に報告を行うこと。